

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

徳島県阿南市

2 構造改革特別区域の名称

地産地消で安心・安全 阿南市給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

徳島県阿南市の区域の一部（旧徳島県那賀郡那賀川町）

4 構造改革特別区域の特性

徳島県阿南市は徳島県東部の中央海岸線に位置し、東は紀伊水道、南は太平洋に臨み、北は那賀川に沿って隣町に接し、西は四国山系の東端に連なる山地と沖積平野からなる252.83km²、人口56,243人の徳島県第3の市でありましたが、平成18年3月20日をもって隣町である那賀川町と羽ノ浦町を編入し、新「阿南市」を発足させました。合併後は人口が約8万、面積は280.38km²の規模としては県庁所在地である徳島市に次ぐ県内第2の市となりました。

那賀川地域（旧徳島県那賀郡那賀川町）は徳島県の東南部、一級河川である那賀川の河口域に位置する面積18.65km²、人口11,257人、高齢化率22.63%の高齢化の進んだ地域です。

那賀川地域の主な産業は第1次産業です。年間を通じて比較的温暖な気候や那賀川河口の沃土、紀伊水道に面している地理的条件から、米や各種野菜はたわわに実り、アオノリをはじめとする各種水産物にも恵まれ、それらは農協・漁協を通じて主として関西圏に出荷されています。最近ではハウスイチゴの生産高が伸びてきており、かつて室町時代に当町に居を構えた阿波公方を偲んだ「公方いちご」のブランド名で出荷され、好評を博しています。また、国道55号阿南バイパス沿いの道の駅「公方の郷 なかがわ」では、地元農協が直営店を開設し、地元住民や多くの観光客が訪れ那賀川産のおいしい産物を求めていきます。

那賀川地域では女性の社会進出に伴う保育ニーズの高まり、同一年齢なのに幼稚園と保育所とでは保育料と授業料の額が違う等の矛盾、幼稚園入園児童の減少という状況を踏まえ、旧の那賀川町において平成11年度に「那賀川町幼児教育問題検討委員会」を設立し、翌年「那賀川町幼児教育方針提言」を取りまとめ、これらの問題の解消に向け積極的に幼保一元化に取り組んで参りました。その結果、平成16年度に2つの保育所と1つの幼稚園を統合した施設である「今津こどもセンター」を開設いたしました。現在、那賀川地域に残る3つの保育所と1つの幼稚園を統合した施設である「平島こどもセンター」の平成20年度開設に向けて現在設計・建設協議を阿南市においてすすめているところです。

その「平島こどもセンター」への統合の前段階として「那賀川幼稚園」を平成18年3月15日に廃園し、翌3月16日より「中島保育所分園」として転用し、幼保一元化へスムーズな移行を図るべく事務を進めておりますが、保育所分園として転用後も幼稚園のすぐ隣にある「阿南市那賀川町学校給食センター」からの給食搬入が従前どおり継続して可能になれば、分園転用に伴う調理室の増設経費及び一括調理による食材調達、調理員の合理的配置による調理コストの削減にもつながります。また、本園より近くにある給食センターからの専用の運搬車による衛生面に十分配慮した調理員における給食搬入は衛生的にも管理しやすく、また、作りたての温かい給食を児童に提供することができます。さらに地元食材をふんだんに取り入れている学校給食によって食育教育の推進や地産地消の給食による安心・安全を幼児に提供することができます。

5 構造改革特別区域の意義

次代を担う児童が健やかに成長するには、よりよい保育環境を提供する必要があり、また、保護者が安心して就労できることは地域や社会の活性化に結びつき、消費の循環による沈滞的な地方経済にとっても重要な意義を持つと考えます。

前段にあるように、那賀川地域の主な産業は農業・漁業を中心とした第1次産業であり、年間を通じてありとあらゆる産物を市場へ供給しています。

こうした背景のなか、「阿南市那賀川町学校給食センター」や町内各保育所では、米や野菜、果物や各種水産物を新鮮で安全な地元食材を積極的に取り入れ、身近で栽培された食物の恩恵を授かる貴重な意識をもたらす「食育」教育や「地産地消」の推進を図っておりますが、保育所給食においては食材調達コストの面において学校給食に比べ割高であるため、学校給食ほどの地元食材を使えていないのが現状です。

那賀川地域においては低年齢児の保育所就園率が年々上がってきており、長い子では14年も「給食」を食べることになります。それは、保育所や各種学校における「食育」教育の重要性が年々高まってきているともいえます。給食による「食育」教育の実践年数が長期化しつつある現状では、「食育」は保育所現場・教育現場とそれぞれがそれぞれの理念や認識で行うのではなく、一貫した理念と認識を持つ一体化した食育教育が必要と考えます。今回の特区認定において保育所現場と学校給食現場との間で今まで以上に綿密な人事交流と連携が必要となり、食育教育が一体化されることが大いに期待でき、より一層の食育教育が推進されると考えます。

また、地産地消の推進については、確かに保育所本園においても実施することは可能ですが、上記で述べたように保育所給食は学校給食単価より高い給食単価であり、公立保育所における地産地消に取り組みたくとも、予算の関係上、時にはコスト的に割安の地域産でない食材を使わざるを得ない現状にあります。効率的な保育所運営と地産地消の推進の両立がベストと考えており、今回の特区はそれを可能にできる最良の手段と考えます。

6 構造改革特別区域計画の目標

幼児期から偏食をなくしたり、食を尊ぶしつけや衛生観念を教え込むなどの「食育」は、栄養面のみならず、保育の重要な役割の一部となっておりますが、平成17年4月1日から施行されることとなった、構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」による「阿南市那賀川町学校給食センター」からの給食搬入が幼稚園から保育所分園に転用後も継続してできれば、従来から取り入れられている地元食材を積極的に取り入れた学校給食により、「食育」の推進・充実が図られ、盛んに提唱されている「地産地消」に呼応することにより、地元生産者（主に高齢者）の重要な収入源になるとともに、那賀川地域の基幹産業の発展にも大いに寄与するものと考えられます。

また、保育所分園に小学校と同じ献立の学校給食を搬入することになるので、保育所現場と学校給食現場との間で今まで以上に綿密な人事交流と連携が必要となります。結果、保育所には学校給食の、学校給食には保育所の食育についての認識が持ち込まれ、その相互作用により保育所給食と学校給食において行われていた食育教育理念や認識が一体化されることが期待でき、それは乳幼児期から義務教育終了後まで一貫した理念・認識のものと食育教育が行われるということになり、より一層の食育教育の推進に役立つと考えます。また、就学前より小学校と同じ献立の学校給食に慣れることで、小学校進学後もスムーズに学校生活に移行することも期待できます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼稚園から保育所分園に転用後も従前のまま「阿南市那賀川町学校給食センター」からの給食搬入が可能になれば、食材等の一括調達により保育所単位で調達するよりも食材経費の節減を図ることができ、米や野菜類の地元産仕入れ（地産地消）による生産者利益も確保されます。さらに、安心して安全な食材が確保され、学校給食における地元食材による郷土・季節料理を盛り込んだ多彩なメニューの充実により、児童の食べ物への関心を深めることもできます。

また、本来なら分園設置に伴い本園より給食搬入しなければなりません。現在の調理室では70名の児童及び職員分の調理を行うことは現在の調理設備や人員では不可能であり、調理室等の増設工事や新規調理員等の確保をしなければならず、さらなるコストが生じます。

しかし、従前の幼稚園時と同じように保育所分園にも給食センターからの給食搬入が継続して可能となれば従前のままの施設・人員・経費での保育所運営が可能となります。また、給食センターにおいても従前の業務を継続して行うだけです。新たな負担は生じません。昨今、行財政のスリム化・健全化が叫ばれていますが、これに大いに貢献でき、また、保育料の値上げや給食の中断等の保護者負担への転嫁も避けられることから行政・住民にとって極めて効率的な保育所運営ができると考えます。

8 特定事業の名称

920

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(学校給食事業)

保育所の献立会に給食センターの栄養士が参加したり、また、学校給食献立作成時に保育所から人員を参加させる等連携することで、学校での食育教育を参考にでき、保護者・保育所・学校との共通認識の元に乳幼児期から義務教育終了まで一貫した食育教育を図ることができます。

また、保育所分園に小学校低学年児と同じ献立の給食を搬入することになりますが、従来より那賀川地域の幼稚園は5歳児のみが通園しており、保育所分園に転用後も通園児は5歳児のみです。那賀川地域では幼稚園に通う5歳児でも保育所に通う5歳児でも、その年齢に必要な栄養素量を十分に摂取できるよう双方の給食で献立が作成されております。これは平成11年度に設置された「那賀川町幼児教育問題検討委員会」で、幼稚園での預かり保育実施を検討する際に議論を尽くされた点であり、幼稚園・保育所という通園している施設の如何に関わらず那賀川地域の就学前児童については、給食による児童の健全発達に差が出ないよう十分に配慮をしております。

さらに今回の特区で給食現場相互のさらなる綿密な連携が見込まれることから、よりきめ細かな配慮の行き届いた献立が作成されることが期待でき、それは児童発達の観点からも好ましいと考えます。

(地産地消事業)

これまで保育所でも、地元の安心で安全な食材を努めて調達してきましたが、やはり学校給食と比較するとコスト面で割高につき、結果として割安の食材を使わざるを得ないところがありました。

(保育所調理と給食センター調理とのコスト試算)

学校給食単価 @247円

保育給食単価 @300円(おやつ含む) 一食あたり53円のコスト差

53円×75食×200日(給食センター稼働日) = 855,000円の年間差

(理由)

- ・ 食材の大量発注における材料単価の格差
- ・ 保育所では乳幼児や重度アレルギー児等の個々に応じた給食を作る必要があり、就学前児の給食単価に比べて食材単価が高かつきやすい

しかし、引き続き外部搬入が可能となれば少なくとも分園については今までどおりの給

食を提供でき、その点が解消されます。また、引き続き地元の食材を積極的に使った給食により身近な食材に関心を持ち、従前から行っている栽培・収穫体験との連携により食を尊ぶ食育教育を継続できます。また、地産地消の呼びかけに応えることにより、地元食材の生産の普及拡大や生産者(主に高齢者)の収入確保に多大な効果をもたらすと考えます。

[別紙]

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用をうけようとする者

徳島県阿南市那賀川町内の市立保育所分園（阿南市立中島保育所分園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区計画の認定日

4 特定事業の内容

給食の外部搬入による効率的運営により、節減費用を保育サービス等の子育て支援の充実に充てます。月々の保育料は保護者にとっては決して安くない負担ですが、これを据え置きまたは減額することで保育所に子どもを預けやすい環境を整えます。また、これまでも行ってきた重度アレルギー児等の個別対応が必要な児童に対する専門職員等の配属数をさらに拡充することができます。また、老朽化した施設備品の買い換え等による保育環境の充実も期待でき、住民にとって快適で利用しやすい保育所運営を進めます。子どもを育てやすい環境を行政が整えることはすなわち少子化対策にもつながると考えます。また、分園設置による調理室の増設が必要でなくなるため、本園・分園とも給食等の保育を中断することなく、また、保護者に負担をかけることなく運営することが可能となります。

（節減費用の試算）

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 施設増改築費用（備品等含） | 約 | 2,000万円 |
| ランニングコスト | 約 | 14万円 |
| 職員の合理的配置による人件費 | 約 | 700万円（臨時職員2名分） |
| 給食単価差額 | | 86万円 |
| 計 | | 2,800万円 |

（初年度）

2年目はランニングコスト・人件費・単価差額の約800万円が不要になります。よって、3年後に平島子どもセンターが完成するとして2年間で約3,600万円のコストが特区認定により不要になります。

本園において4歳までの児童及び本園勤務の職員の調理を行い、分園通園となる5児童と分園勤務の職員の約75食分を「阿南市那賀川町学校給食センター」からの外部搬入とします。土曜日については児童数が少なくなることにより本園での調理とします。

食育を保育の重要課題としてとらえ、給食を通じた「食育教育」を推進します。

5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠される「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」並びに「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」（平成16年3月29日付け雇児発第0329002号）における留意事項を遵守することとして、

調理室施設、設備、適切な用具については、「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発302号）」の別紙「保育所分園設置運営要綱」の6 構造及び設備（1）最低基準における取扱い にあるように調理室については中心保育所にあることから設けられないことができることとなっており、中島保育所分園については調理室施設を設置いたしません。現在も給食を外部搬入しているため、搬入された給食について適切な管理ができる設備については既に設置済です。ただし、体調不良児童や食物アレルギー児童に対する給食については、本園と分園とが車で約5分ほどの近距離にあることから、それぞれに別途対応した食事を本園調理で給与することが可能です。その他、保護者はもとより園医、栄養士との相談体制を密にし、発育や健康状態に応じた給食についても必要に応じて本園調理することとします。

食事内容、回数、時期についてですが、平成11年に設置された「那賀川町幼児教育問題検討委員会」において、就学前の5歳児のみが通う幼稚園の就園率低下の改善策として、預かり保育を幼稚園で実施することが提言され、当地域では平成12年度より実施しています。この制度の実施の際に、幼稚園における給食献立については原則午後2時までの在所時間を基本にして献立を作成したことから、預かり保育を利用した場合の児童については、幼稚園と保育所に通う5歳児で給食による健全発達の面で差が出ないよう、保育所の預かり時間を基本にした献立を作成する必要が生じました。

結果、委員会においても十分な検討と議論が尽くされ、預かり保育を利用する児童については、学校給食において保育所給食でその年齢に必要なとされる栄養素量を十分に摂取できるよう献立が作成することが結論として出され、また、栄養素量に大きな差が出ないよう、幼稚園では今まで行われていなかったおやつを預かり保育利用児童には支給することとし、その内容や出す時間を前後させるなどの工夫を凝らすことが決定されました。

預かり保育実施以後、幼稚園児の約9割が預かり保育制度を活用しており、幼稚園児といえどもその実態においては保育所児とほぼ同じ時間を園舎で過ごしていますが、検討と議論を重ねた上での諸処の取り組みの結果、現在また過去にもおいて給食内容及び必要栄養素量の摂取等に大きな問題や支障は生じておりません。

保育所分園に転用後も従前の幼稚園と同じ5歳児のみが分園に通園し、所在時間においても預かり保育から保育所の預かり時間に変更となりますが、引き続き学校給食を搬入したと

しても、その内容、回数、時期及び各現場における取り組みは保育所の在所時間を基本にした上での内容となっておりますので、この点については特に問題はないと考えております。また、給食センターと保育所がさらなる綿密な連携を取り、必要に応じて対処できるようにいたします。

衛生基準については、食材、調理、職員の衛生管理にいたるまで最新の注意を払うよう徹底指導管理、点検確認に努めており、運搬容器、車両の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生安全に努めています。配送については専用コンテナに収容後、専用運搬車で配送しています。受領、配膳についても衛生管理の元に行っております。コンテナや食缶は使用後徹底した洗浄を行い、特に食缶については十分な消毒後、厳重に保管しています。運送車両の衛生管理についても学校配送の例に則り衛生管理を行っています。

調理室は厳正な衛生安全管理のもと調理が行われており、食材の適正管理、調理員の研修、健康管理も怠りなく、保健所の指導・助言に従い適正に運用しております。

栄養素量、食育についても、保育所の管理栄養士と給食センター栄養士との綿密な連携に努め、常に栄養素量の確保に注意を払い、学校で行われている食育プログラムを参考に発達段階に応じて保育所でも行ってまいります。

以上の点を確認した上で、搬入先である「中島保育所分園」と搬入元である「阿南市那賀川町学校給食センター」との間で認定日以降すみやかに契約書を取り交わすこととします。

<参考>

中島保育所分園（旧那賀川幼稚園）通園児童数（定員70名）

| 年 度 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 児 童 数 (人) | 33 | 30 | 30 | 14 | 44 | 63 | 59 | 47 (見込) |